

第3回 目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会 議事録

日 時：平成 23 年 11 月 22 日（火）10：00～12：00
場 所：総合庁舎 地下 1 階 第 15・16 会議室
出席者：別表参照

1 開 会

- ・開会のあいさつ 会長
- ・配付資料の確認 事務局：都市計画課長

2 傍聴の許可

- ・1名の傍聴申請があり、傍聴を許可

3 議題

(1) 第2回地区別懇談会の結果について 資料 1 事務局：都市計画係長

- ・見直しの方向性やまち歩き点検の結果について、各地区の主だった意見を中心に説明。
- ・地区別懇談会で出された意見・要望に対する対応について説明。

(2) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定素案(案)について 資料 2

事務局：都市計画課長

- ・改定の背景、主な改定内容について説明。

(3) 目黒区交通バリアフリー推進基本構想改定素案(案) 資料 3 事務局：都市計画課長

- ・改定素案(案)の要点について説明。

(4) 意見交換等

ア 全般について

会長：次回、協議会委員の名簿及び前回の議事録を配布されたい。
事務局：次回、席上配布する。
委員：地区別懇談会に障害者等の参加が少ないが、参加者募集にあたりどのような周知を行ったのか。

事務局：高齢者団体、障害者団体の各会長に、会員への周知と参加の呼びかけをお願いした。
また、区報やホームページを活用し周知を図った。

委員：バリアフリー化の実現に向け、関係機関や区民との協力体制を整えてもらいたい。今回の改正で、バリアフリー化のモデルケースとなるような地区ができたらしい。

事務局：関係機関とは、進行管理などを通じ協力体制を図っていく。区民の協力については、今後検討していくが時間をいただきたい。

イ 資料 1 について

会長：7ページ以降、懇談会の意見・要望への対応について、対応区分 1 及び対応区分 2 の考え方をたずねる。

事務局：区分1は、直接構想に反映させるもの、区分2は、意見・要望を直接取り入れたものではなく、意見・要望の趣旨を改定内容に反映したものである。

会長：区分2の表現は消極的ではないか。

副会長：区分1と区分2が錯綜しており分かりづらい。区分をもっと分かりやすく明確にしたほうがよい。

事務局：消極的とは思っていない。精査し、分かりやすくする。

ウ 資料2について

会長：資料2の2ページ目、(3)アのバリアフリー整備地区だが、整備計画策定済みの3駅と未策定の7駅を同等に記載するのはおかしいのではないか。

事務局：修正する。

会長：(3)ア(1)で、「現行の各地区バリアフリー方針を盛り込んだ」となっているが、何を盛り込んだのか。

事務局：旧基本構想の方針を盛り込んだ。

会長：検討していないことを記載しなくてもいいのではないか。

事務局：修正する。

エ 資料3について

会長：バリアフリー整備地区の構想図に完成、未完成の記載がない。

事務局：整備計画が策定されている3地区について、記載できるか検討する。

会長：重点整備地区において、完成、未完成の定義はどうなっているのか。

事務局：27ページに定義をまとめて記載している。

会長：「適正な有効幅員が連続して確保されている」ということは、空間でもよいのか。

事務局：歩道と車道のような区別がない場合は、路側帯の色別等により歩行空間が確保されれば該当する。

委員：段差解消工事の完成とは、誘導ブロック設置まででよいのか、全体が完了しなければ完成とならないのか。

事務局：完成の定義については、施設設置管理者との協議になると思う。

委員：車道・歩道の自転車走行環境の整備はどうするのか。

事務局：自転車走行環境の整備については、17ページに検討する旨を記載している。

委員：法改正があり、駅の1日の利用客数が5,000人以上から3,000人以上になったと思うが、基本構想を策定するうえで利用客数の条件が3,000人以上に変更になったのか。

事務局：法改正はあったが、基本構想に関する事項は変わっていない。利用客数の条件は5,000人以上で変更はない。

委員：地区懇談会は2度開催されたが、話し合いが足りないと思う。再度、地区別懇談会を開催するなど、住民との話し合いの場を設けることはできないのか。

事務局：旧構想は、整備期間が平成22年度で切れており、改定を急ぐ必要があるので、再度の地区懇談会は時間的に厳しい。ただし、個別に対応することは可能なので、地元から会合等への出席の要望があれば参加する。

会長：説明会は行わないのか。

事務局：バリアフリー関連で説明会を行ったことはないが、検討してみる。

委 員：重点整備地区について、目標年次の記載がないが。

事務局：記載していない。各事業者と連携しながらバリアフリー化を進めていく。

委 員：完成の目標年次の記載はあったほうがいいと思うが。

事務局：目標年次は、見直し時に記載する。

委 員：電線・電柱類の地中化だが、都立大学駅前で工事中なのに記載がない。地上機器は、設置位置によってバリアの一因となりかねないので、位置を決定するまでの経緯を知りたい。

事務局：地中化の記載は検討する。地上機器の配置は、地元と話し合いを重ね、あわせて歩行者動線も考慮して決定している。

事務局：気づいた点があれば、後日でも意見をいただきたい。意見の提出は、スケジュールの都合上 11月28日(月)までにお願いしたい。改定素案(案)が素案になった時点での委員の皆様には素案を送付する。

(4) その他

- ア 東京急行電鉄(株)：協議会による内方線等の整備計画策定に関するお願い」について説明
- イ 事務局 : 第4回協議会の予定 平成24年2月中旬(予定)

4 閉 会

閉会のあいさつ <会長>

別表

第3回 交通バリアフリー推進基本構想協議会 出席者名簿

団体等	所属・職名等	氏名(敬称略)
学識経験者	1 東京工業大学 教授	屋井 鉄雄
	2 東京工業大学 准教授	福田 大輔
高齢者団体	3 目黒区老人クラブ連合会会长	堀内 国子(欠席)
障害者団体	4 目黒区障害者団体懇話会会长	山田 僚
公募区民	5 公募区民	久保田 茂
	6 公募区民	藤村 容江
関係行政機関	7 國土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	井端 直行
	8 國土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官	島田 豊保
	9 國土交通省 東京国道事務所 交通対策課長	三澤 伸吾(代理)
	10 東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	安部 文洋(欠席)
	11 東京都 福祉保健局 生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長	三浦 弘賢
	12 東京都 建設局 第二建設事務所 補修課長	船山 吉久(欠席)
	13 東京都 建設局 第二建設事務所 管理課長	城田 峰生
	14 東京都 建設局 公園緑地部 公園建設課長	山下 博史
	15 首都高速道路(株) 東京建設局 調査・環境グループ課長	諸橋 雅之
	16 首都高速道路(株) 東京建設局 大橋建設事務所 所長	原田 哲伸(代理)
開発事業者	17 東京都 都市整備局 再開発事務所 大橋地区整備課長	小川 和雄(代理)
鉄道事業者	18 東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部 事業統括部 事業推進課長	佐藤 乙依
	19 京王電鉄(株) 鉄道事業本部 計画管理部 計画担当課長	本荘 祐(欠席)
バス事業者	20 東急バス(株) 営業部 施設課長	小野 哲
	21 東京都 交通局 自動車部 計画課事業改善担当課長	新山 富弥雄(欠席)
公安委員会	22 警視庁 交通規制課 都市交通管理室管理官	三枝 司佳(代理)
	23 警視庁 目黒警察署 交通課長	園田 秀彦(代理)
	24 警視庁 碑文谷警察署 交通課長	濱本 讓二(欠席)
目黒区	25 健康福祉部長	田渕 一裕(欠席)
	26 都市整備部長	小日向 悅二
	27 街づくり推進部長	島崎 忠宏
事務局	都市整備部都市計画課長	池本 昌己
	都市整備部都市計画課都市計画係長	澤田 雅之
	都市整備部都市計画課都市計画係	田村 満